平成２６年（フ）第３８号
佐賀県小城市小城町松尾3680番地
債務者　中島美恵子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1580番地　レオパレス優颯202号
債務者　岩永　翔
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田107番地５　レオパレス角目207号
債務者　畑瀬　一正
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
大分市今津留２丁目９番18号　マンションミエヨシ202
債務者　甲斐　啓友
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
宮崎市田野町乙8528番地、前住所宮崎県児湯郡新富町大字新田7045番地２
債務者　阪田　里美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
秋田市東通明田11番11号　中道貸家１号
債務者　福島多喜夫
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
秋田市手形田中５番７号　コーポ愛202号
債務者　三上美恵子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
石川県七尾市万行町22部１番地４
債務者　石田　久義
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第４号
石川県羽咋郡宝達志水町吉野屋る１番地４
債務者　橋本マリ子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２４３号
長野県松本市深志３丁目６番17　安心ホームてんじん、住民票上の住所長野県塩尻市大字広丘野村1013番地
債務者　柳澤　正明
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７５号
兵庫県西宮市東山台１丁目14番地３番館103号
債務者　日俣　静治
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９５号
兵庫県西宮市上大市２丁目４番33号
債務者　荻野登美子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８１号
愛媛県宇和島市津島町泥目水180番地４
債務者　濵田由紀子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１１号
愛媛県宇和島市津島町泥目水185番地
債務者　濵田美代子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１２号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多131番地
債務者　坂本　大治
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１４号
福岡県田川郡福智町金田350番地　町営高見団地５棟123号
債務者　舩川　美幸
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３号
佐賀県佐賀市開成５丁目４番23号―201、住民票上の住所佐賀県佐賀市鍋島３丁目１番42号
債務者　鶴崎　博樹
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係